



目次

告 示	ページ
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による医療機関の指定 (福祉指導課)	1
○保安林の解除 (治山林道課)	1
○漁獲共済の同意成立 (第2号漁業) (水産政策課)	1
○公共測量の実施の通知 (4件) (用地対策課)	1
公 告	
○工事整備対象設備等の工事又は整備に関する講習の実施 (消防政策課)	1
○第45期高知県労働委員会委員候補者推薦要領 (雇用労働政策課)	2

告 示

高知県告示第716号

医療機関について、次のとおり生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第49条の指定をした。

令和7年12月2日

高知県知事 濱田 省司

医療機関の名称 医療機関の所在地 指定年月日  
 木戸皮膚科 四万十市中村京町一丁目2番地 令7・11・1  
 マックいの波川 吾川郡いの町波川1944-1 " " 4  
 調剤薬局

高知県告示第717号

次の保安林を解除したので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

令和7年12月2日

高知県知事 濱田 省司

- 解除に係る保安林の所在場所  
幡多郡黒潮町蜷川字柳ヶ谷3834の6

- 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- 解除の理由  
一般送配電事業用地とするため

高知県告示第718号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第4項において準用する同法第105条の2第3項の規定による届出を審査した結果、次の区域及び区分について同届出に係る同意が同法第108条第2項に規定する要件に適合すると認めた。

令和7年12月2日

高知県知事 濱田 省司

区域及び区分

高知県漁業協同組合の地区のうち旧下川口漁業協同組合の地区  
 小型合併漁業のうちさんご漁業以外のものとして土佐清水市下川口の区域の者が行う漁業

高知県告示第719号

高知県土木部高知土木事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を令和7年11月13日に受けたので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

令和7年12月2日

高知県知事 濱田 省司

- 作業種類  
公共測量（路線測量）
- 作業期間  
令和7年11月13日から令和8年3月24日まで
- 作業地域  
高知市薊野東町

高知県告示第720号

高知県土木部河川課長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を令和7年11月14日に受けたので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

令和7年12月2日

高知県知事 濱田 省司

- 作業種類  
公共測量（航空レーザ測深（レベル1000））
- 作業期間  
令和7年11月14日から令和8年3月3日まで
- 作業地域  
安芸川、伊尾木川、安田川及び奈半利川

高知県告示第721号

国土交通省四国地方整備局中村河川国道事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を令和7年11月18日に受けたので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同

法第14条第3項の規定により告示する。

令和7年12月2日

高知県知事 濱田 省司

- 作業種類  
公共測量（用地測量）
- 作業期間  
令和7年10月26日から令和8年7月31日まで
- 作業地域  
四万十市古津賀地区

高知県告示第722号

国土交通省四国地方整備局中村河川国道事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を令和7年11月18日に受けたので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

令和7年12月2日

高知県知事 濱田 省司

- 作業種類  
公共測量（用地測量）
- 作業期間  
令和7年11月6日から令和8年7月31日まで
- 作業地域  
四万十市古津賀地内

公 告

消防法（昭和23年法律第186号）第17条の10の規定により、工事整備対象設備等の工事又は整備に関する講習（以下「講習」という。）を次のとおり行う。

令和7年12月2日

高知県知事 濱田 省司

- 講習の実施日時、実施場所及び区分

講習の実施日及び実施場所	講習の区分	講習の実施時間
令和8年1月21日（水） 高知県立人権啓発センター	警報設備	午前9時00分から 午後5時00分まで
令和8年1月22日（木） "	消火設備	"
令和8年1月23日（金） "	避難設備・ 消火器	"

- 講習の受講の申請手続  
(1) 受講申請書の配布

<p>受講申請書は、高知県危険物安全協会、高知県危機管理部消防政策課及び県内各消防本部（消防署）で配布する。</p> <p>(2) 受講申請書の提出先 郵便番号780-8570 高知市丸ノ内一丁目2番20号 高知県危機管理部消防政策課内 高知県危険物安全協会</p> <p>(3) 受講申請書の受付期間 受講申請書は、令和7年12月15日（月）から同月23日（火）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の間に受け付ける。</p> <p>(4) 講習の受講手数料 受講手数料として、7,000円の額に相当する高知県収入証紙を受講申請書に貼り付けて納入すること。</p> <p>3 講習に関する問い合わせ先 高知市丸ノ内一丁目2番20号 高知県危機管理部消防政策課内 高知県危険物安全協会（電話番号088-823-9099）</p> <p>~~~~~</p> <p>高知県労働委員会の第45期委員を任命したいので、労働組合法施行令（昭和24年政令第231号）第21条第1項の規定により、推薦資格のある労働組合又は使用者団体は、次の要領により、それぞれ労働者委員又は使用者委員の候補者を推薦してください。 令和7年12月2日 高知県知事 濱田 省司</p> <p>第45期高知県労働委員会委員候補者推薦要領</p> <p>1 候補者を推薦する者の資格</p> <p>(1) 労働者委員の候補者を推薦する者の資格 本県の区域内のみに組織を有する労働組合であって、労働組合法（昭和24年法律第174号）第2条及び第5条第2項の規定に適合することを高知県労働委員会に証拠を提出して立証したものであること。</p> <p>(2) 使用者委員の候補者を推薦する者の資格 本県の区域内のみに組織を有する使用者団体であること。</p> <p>2 候補者資格 特別の資格条件を要しない。ただし、労働組合法第19条の12第6項において準用する同法第19条の4第1項の規定により、拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで、又は執行を受けることがなくなるまでの者は、委員となることができない。</p> <p>3 委員の定数及び任期 委員の定数は労働者委員及び使用者委員各5人で、委員の任期は2年とする。</p> <p>4 推薦手続</p>	<p>(1) 推薦資格のある労働組合は、県所定の推薦書にその推薦資格を立証する高知県労働委員会の組合資格審査決定書の写しを添えて推薦すること。</p> <p>(2) 推薦資格のある使用者団体は、県所定の推薦書にその推薦資格を立証する定款又は規約等を添えて推薦すること。</p> <p>5 推薦締切日 令和8年1月26日（月）</p> <p>6 推薦書の提出先 高知県商工労働部雇用労働政策課</p>	
---	---	--